

防災

清水町・蓮沼町・本町

まちづくりニュース

第2号

発行:板橋区 都市整備部 市街地整備課密集地域整備グループ 平成30年11月

災害に強いまちづくりを進めるため、 防災まちづくりに関する アンケート調査を実施しています

皆さんはどのようにお考えですか？

この防災まちづくりニュース第1号(本年9月発行)においてもお伝えしていますが、清水町・蓮沼町地区は木造建物が密集しており、大きな地震で火災が発生した場合、広く延焼してしまう危険性が高い地区です。

一方で、地区外周は広幅員の幹線道路に囲まれており、地区外からの延焼の危険性は少ない地区です。また、避難場所に指定されている「桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区」は、当地区に隣接しています。

そこで、地区内の燃えない建物づくりや避難場所への避難経路をより安全にしていく、防災まちづくりを進めていきたいと考えています。

そこでまず、地区の現況や防災まちづくりについて、皆さんからのお考えを伺うアンケート調査を実施しています。ご協力よろしくお願ひいたします。

対象区域

清水町・蓮沼町・本町の一部区域

(詳細は、中面の「まちづくり検討区域」を参照ください)

回答方法

- ・一緒にお配りしている「回答はがき」での返信
- ・インターネットでの回答

調査期間

回答はがきの場合は、12月16日までにポストに投函ください。
インターネットの場合は、12月16日24時まで受け付けています。

まちづくり協議会 会員を募集します

清水町・蓮沼町周辺地区では、防災まちづくりアンケート調査の結果等を踏まえながら、今後の防災まちづくりについて、地域の皆さんと一緒に検討していくためのまちづくり協議会を設立します。皆様のご応募をお待ちしています。

まちづくり協議会の概要

活動内容(案)

- 災害に強いまちにしていけるための、
⇒道路の計画や建替えのルールについて検討
⇒防災まちづくりに関心を持ってもらう
取り組みなどを予定しています。
- 概ね2ヶ月に1回程度、志村第三小学校会
会議室での開催を予定しています。
- 活動期間は概ね3～4年程度を予定しています。

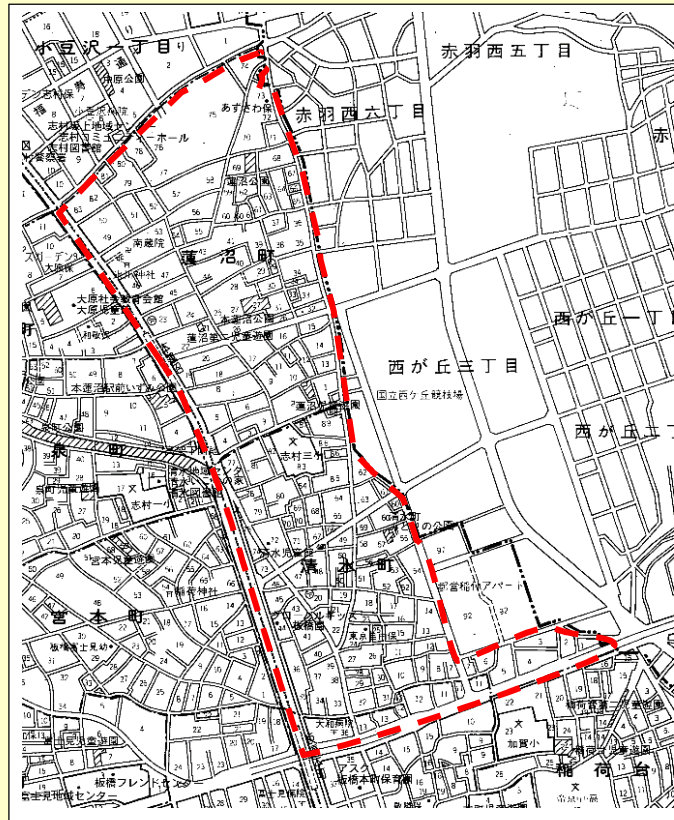
構成メンバー

地区内の町会から推薦された方(各団体2名)と、今回応募された方若干名で構成されます。

応募対象者

- 清水町・蓮沼町・本町の右図の区域内に
- ・お住まいの方
 - ・事業等を営んでいる方

まちづくり検討区域



「まちづくり協議会」に、参加をご希望の方は、応募用紙に必要事項を記入し、郵便、FAXもしくはE-mailにてご応募ください。

応募方法

郵送

〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1
板橋区 都市整備部 市街地整備課 密集地域整備グループあて
※郵送料等は、応募者の方の負担となります。

FAX

03-3579-5437

E-mail

t-mchiki@city.itabashi.tokyo.jp
件名は「清水町・蓮沼町まちづくり協議会委員応募」と
※応募用紙の①～⑦の内容をメール本文にご入力ください。

締め切り

平成30年12月14日(金) 必着

※応募多数の場合は、ご住所、年齢、性別等のバランスが取れるように選考させていただきます。結果は、応募された方にご連絡いたします。
※応募された方の個人情報については、厳重に管理し、まちづくり協議会公募の事務手続きのみに使用します。

8<-----キリトリ線-----

清水町・蓮沼町周辺地区まちづくり協議会委員 応募用紙

ふりがな		②年齢	歳
①お名前		③性別	男・女
④電話番号			
⑤ご住所			
⑥応募資格	<input type="checkbox"/> 地区内に居住 <input type="checkbox"/> 地区内に居住し、地区内で事業を営んでいる <input type="checkbox"/> 地区外に居住し、地区内で事業を営んでいる		
⑦応募理由	※事業を営んでいる方とは 店舗、営業所、事務所が 地区内にある方		

よく聞くけど… ご存知ですか？

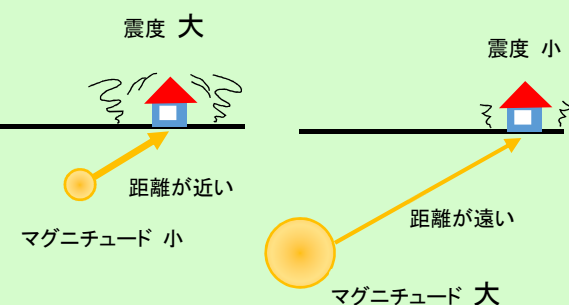
防災ミニ知識

『震度』と『マグニチュード』の違い

震度

地震の「揺れ」の強さ

マグニチュードが大きくても、震源が遠い場合は「揺れ」の程度は小さく、震度も小さくなります

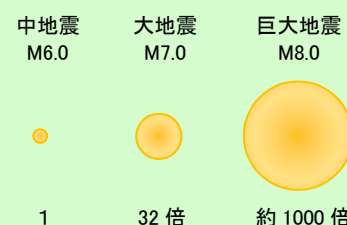


マグニチュード

地震の「規模」の大きさ

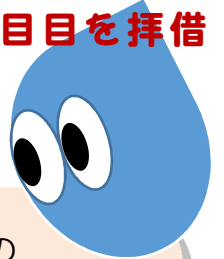
マグニチュード (M) 値が1大きくなるとエネルギーは32倍に、値が2大きくなると約1000倍になるという関係があります。

例えば、M8の地震はM6の地震約1000個分のエネルギーに相当します。



『新たな防火規制区域』のご紹介

ちょっと
お目を拝借



東京都は、条例に基づき木造建物が密集している地区では、新たに建物を建てる際には、木造建物でもモルタル造より少し燃えにくい建物にさせていただく地区の指定を行っています。

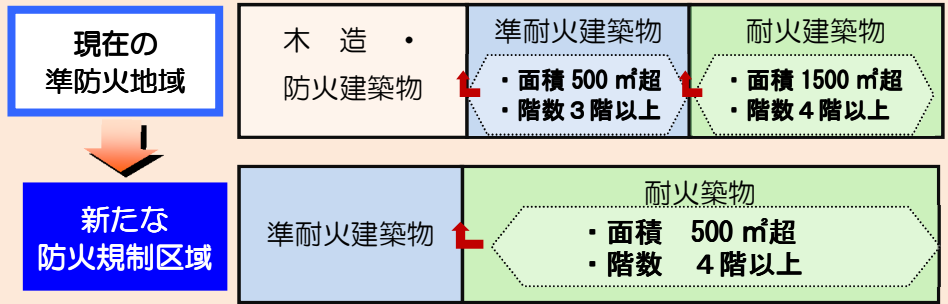
概要

「東京都知事が指定する災害時の危険性が高い地域において、建築物の耐火性能を強化し、建築物の不燃化を促進する制度です。
(東京都建築安全条例第7条の3に基づいたルールです)

内容

原則として、すべての建築物は、準耐火建築物以上とします。

延べ面積が500㎡を超えるもの、または地階を除く階数が4以上のものは耐火建築物とします。(右図参照)



知事が指定する区域内の準防火地域

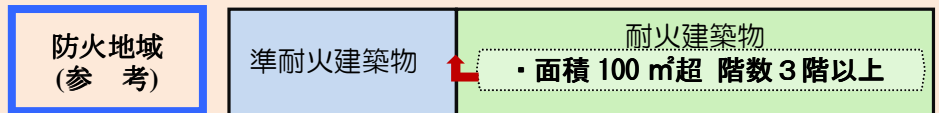
●制度の内容

①原則として、すべての建築物は、準耐火建築物以上とする

②延べ面積が500㎡を超えるものは耐火建築物とする

※延べ面積が50㎡以内の平屋建ての付属建築物(外壁及び軒裏が防火構造のもの)等には除外規定があります。

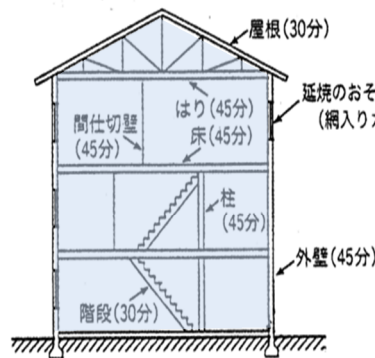
準耐火建築物例



準耐火建築物

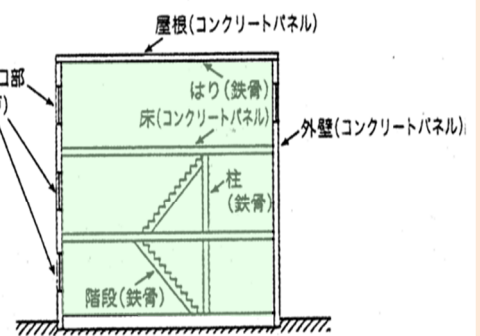
最近増えている木造3階建ての戸建て住宅は、準耐火建築物です。

例)木造の準耐火建築物



柱や壁などを防火性の材料で覆い、()内の時間以上、火災に耐えられる構造にしたもの

例)鉄骨造の準耐火建築物



柱や壁などを燃えない材料で造ったもの

このニュースに関するお問合せ先

板橋区 都市整備部市街地整備課密集地域整備グループ
〒173-8501 東京都 板橋区 板橋二丁目66番1号
電話: 03-3579-2572 FAX: 03-3579-5437
E-mail: t-mchiiki@city.itabashi.tokyo.jp

